平成２１年（フ）第３４７０号
大阪府枚方市中宮北町１番36―305号、前住所大阪府高槻市城南町４丁目３番17号
破産者　濵野　秀之
1　破産債権の届出期間　平成21年12月11日まで
2　一般調査期日　平成22年１月21日午後３時30分
平成21年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３１８号
大阪府守口市八雲東町２丁目82番21―1303号、住民票上の住所大阪府守口市大日町４丁目31番３号
破産者　塚本　雅俊
1　破産債権の届出期間　平成21年12月14日まで
2　一般調査期日　平成22年１月21日午後４時
平成21年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４６３号
大阪府豊中市利倉２丁目20番14号
破産者　有限会社大迫電機
1　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
2　一般調査期日　平成22年２月４日午後４時
平成21年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７１５号
大阪府高槻市玉川２丁目36番204号、前住所大阪府茨木市桑田町７番10号
破産者　和﨑　捨滿
1　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
2　一般調査期日　平成22年１月25日午後３時30分
平成21年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第５３号
長崎県島原市有明町湯江丙205番地
破産者　太田　武春
1　期日　平成21年12月３日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月５日
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２０年（フ）第２０４３号
大阪市北区中之島３丁目２番18号住友中之島ビル
破産者　株式会社エイシン
1　期日　平成21年12月４日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第２３７７号
大阪市中央区本町４丁目４番６号カネセ第２ビル３Ｆ
破産者　株式会社フジサキ
1　期日　平成21年12月21日午後４時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１５号
福岡県行橋市大字天生田586番地１シルバーマンション天生田107号
破産者　吉川　　満
1　期日　平成22年４月15日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月５日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第６６号
長崎県対馬市厳原町桟原49番地３
破産者　阿比留秀夫
異議申述期間　平成22年１月５日まで
平成21年11月５日
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２０年（フ）第２３１号
北九州市八幡西区大浦２丁目４番45号　アパートメントいしだ１Ｆ―101号室、開始決定時の住所山口県宇部市川添２丁目１番７号
破産者　西野木　元
異議申述期間　平成21年12月７日まで
平成21年11月５日　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２３号
富山県高岡市石瀬41番地
破産者　有限会社飯澤商事
異議申述期間　平成21年12月24日まで
平成21年11月５日　富山地方裁判所高岡支部

平成１９年（フ）第６９号
福岡県直方市殿町16番２号、開始決定時の住所福岡県宮若市稲光193番地
破産者　岩﨑恵美子
異議申述期間　平成22年１月８日まで
平成21年11月５日　福岡地方裁判所直方支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５９１６号
東京都豊島区南長崎３丁目８―８
破産者　奥井宏太朗
免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
平成21年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５８５号
神奈川県鎌倉市材木座２丁目６―31
破産者　榊　いなほ
免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
平成21年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第６号
栃木県矢板市長井2699番地
清算株式会社　株式会社富士工業
清算人　石井　　祥
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所大田原支部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１２号
栃木県宇都宮市今泉町450番地
清算株式会社　株式会社今泉産業
代表清算人　佐藤　雄三
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
⑴　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日である平成21年８月20日（以下「基準日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。
⑵　各債権者が有する特別清算債権の元本額は、別紙債権弁済予定表（以下「別表」という。）「債権元本額」欄記載の金額とする。
2　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、本協定において特別に定める場合を除き、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して一つの債権とみなす。
3　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
4　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
なお、債権者が本協定に基づく弁済予定日の３営業日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を宇都宮地方法務局に供託することができる。
5　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
基準日以降、特別清算債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、特別清算債権の全部または一部について債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、基準日における債権者の特別清算債権額を基準として行う。
第２　権利の変更
1　弁済
債権者は、特別清算債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、その弁済を受ける。